

【教育研究ノート】

北海道，樺太，千島の先住民に対する日本語教育と
その日本語教育史研究における位置

さかたあつよし*

概要

日本語教育史研究は、外国人による日本語研究、あるいは外国人に対する日本語教育という単一の概念に縛られることなく、様々な立場の日本語話者や学習者や教師が国の内外に存在したという事実を踏まえ、広く異文化接触の起こる現場での教育や学びに目をむけた研究として発展することが求められている。

本稿では、従来の日本語教育史研究でとりあげられることの稀だった北海道、樺太、千島の先住民に対する日本語教育に焦点をしぼり、日本語教育史のなかで、それがどのように語られるべきか、そしてそれはなぜかということについて論じた。さらに、日本語教育史研究が、今各所で行われている教育実践にどのような示唆を与えうるかについて考察した。

キーワード

日本語教育史研究、先住民、中立性、機能的識字、再生産、〈暴力〉のメタファー

1. 始めに

日本語教育史研究の意義は、十分とは言えないまでも、ある程度一般に認められ、その更なる研究の深化と発展が期待されている。しかし、その一方、従来の日本語教育史研究が、「日本語を母語としない人に日本語を教える」ことを研究対象としながらも、北海道や沖縄でおこなわれたアイヌ語話者や琉球語話者に対する日本語教育については多く語らないなど、研究対象の周辺部にあるものへの洞察を欠くものであったという指摘がある。

富田（2000）は、日本語教育史研究が語らなかったものとして、次の三つを挙げている。

1. アイヌ語や琉球語を「外国人」が学習した歴史。
2. 北海道や沖縄での日本語の強制。
3. 明治期以降、方言撲滅が叫ばれた日本列島各地でおこなわれた国語教育という名の日本語教育。

以上のような指摘を鑑み、これからの日本語教育史研究を考える時、外国人による日本語学習、日本人による外国人に対する日本語教育という単一の枠組に囚われることなく、国内外に多様な日本語話者や学習者や教師が存在したことを認識し、広く異文化間接触の現場で繰り広げられる教育活動や学びに目を向けた研究として再生し、新しい時代の教育のあり方を提唱できる学問となることが求められているのではないだろうか。

ここでは、かつて異文化接触がおり、激しい異文化摩擦が存在し、きわめて抑圧的な日本語教育が行われたにもかかわらず、従来の日本語教育史研究で取り上げられることが極めて少なかった北海道、樺太、千島の先住民（以後総称する場合、便宜上北方先住民と記す）に対する日本語教育に焦点をしぼり、日本語教育史のなかで、どのように語られるべきか、そして、それはなぜかということについて考えてみたい。

* フリー、東京都稲城市
(Eメール：a_sakata8@yahoo.co.jp)

2. 北方先住民に対する日本語教育の歴史

まず、北方先住民へどのような日本語教育がおこなわれていたか簡潔に触れておきたい。

1799年、ロシアの南下政策に対抗する必要から、幕府は松前藩に代わり、蝦夷地を直轄するようになった。それにともない、アイヌ民族に日本の風習や日本語を教え込む政策に転じた。明治初年(1868年)には、地方役人となった鈴木十郎が「土人共童子江筆学言語礼法之儀教授」のために「筆学所」を設置することを進言し、それが採用されたという記録が『御人撰評議』にある(さとう, 1972)。その後の詳細は不明だが、それがアイヌ児童のための、最初の教育施設ということになる。

1872年、北海道開拓の人材を育成するため、東京芝増上寺境内に設けた開拓使仮学校付属北海道土人教育所に、アイヌの青年男女38名を集めて「日本臣民」としての教養を身につけさせようとした。読書、習字、算術等を習わせようとしたが、拙速に過ぎ、見るべき成果は得られなかった。

1875年、千島樺太交換条約が締結され、翌年、樺太に住んでいた841名のアイヌが強制的に札幌の近くにある対雁に移住させられると、1877年にはその地の製網所内に、アイヌの児童を対象とする仮教育所が作られ、生徒31名を対象に授業が開始された。1881年には生徒数71名を数えた。当初は開拓使樺太庁の御雇医師でアイヌ語のできる大河内章三郎が教育に当たった。

日本の領土となった千島の住民は樺太同様3年以内にいずれの国籍を選ぶかを決断しなければならなかったが、北千島諸島を生活の場としていた先住民はそのままとどまった。日本に属することになった千島の先住民は、姓名、言語、習慣はロシア化しており、ロシア正教を信じていた。そのため、政府は1884年に、北千島に住む先住民97名を色丹島に強制移住させた。出張所の一隅を教室とし、駐在員が余暇に日本語や算術をおしえた。

1899年に旧土人保護法が成立すると、別学制のアイヌ学校がつくられた。当初はレベルや年限を短縮し、入学年齢を1歳引き上げて7歳とした。予算をしばり内容を簡略化した形で行われた差別的な学校制度は、生徒に自らの位置を決めさせ、皇

民化へ誘導していく装置と化した。そこでの教育は、台湾・朝鮮植民地での「国語としての日本語教育」の先例となる教育であり、その特徴は、同化を強制する一方で、根底には根強い差別意識を持つものであった。

ポーツマス条約締結で樺太の南半分を獲得すると、1909年には樺太の落帆と多蘭泊に土人教育所が設けられ、小学校令に準拠した授業が開始された。1913年には樺太の智来と新間に土人教育所が設置された。1921年には樺太の白濱、1930年には樺太の敷香に土人教育所を設置し、ここでは、ウィルタ、ギリヤーク、キーリン、サンダーの児童のための教育が開始された。このことは、アイヌ民族に対してだけでなく、多様な民族の児童を対象に、本土に準じた国語読本を使用し、本土の制度に準じる教育制度が施行され、国語としての日本語教育が施されたことを意味する。ちなみに、移住した朝鮮人の児童は日本人と同じ学校で学んだ。

3. 日本語教育史研究の中で語られなかった理由

上述のように、アイヌ語母語話者等への日本語教育が「外国人」への日本語教育や植民地での教育と同じ様相を呈していたにもかかわらず従来の日本語教育史研究では、それが取り上げられることは極めて稀だった。

従来の日本語教育史では、明治以降の日本語教育として、1881年、近代化に成功した明治の日本に、金玉均が朝鮮から3名の留学生を連れてきたこと、1895年に台湾において日本語教育がスタートしたこと、そして翌年、清から13名の留学生が日本にやってきたこと等にまず焦点が当てられ、それより以前に開始されていた北方先住民等への日本語教育は、ほとんど無視されてきたかに見える。

そこには、日本語教育史研究の対象として、「日本人」による「外国人」への日本語教育という概念が強く働いていて、国境内の先住民はその概念から除外されるようになってしまったと考えられる。つまり、国境内の北方先住民は「外国人」の概念からはずされ、琉球語話者や「方言話者」同様、日本語教育史研究の意識の上に現れにくくなってしまったことが一つの原因であろう。

もう一つの理由は、和人とアイヌの接触期間の長さ、多様さ、差別の問題を含む扱いの難しさ、言語の問題にとどまらない複雑さが、従来の日本語教育史研究をして正面から取り上げることを敬遠させたのではないかと考えられる、そしてそのことが、社会一般の理解度の低さや無関心と軌を同じくしてしまうという結果をもたらしたと考えられる。

4. 日本語教育史研究のなかで取り上げるべき理由

それでは、北方先住民への日本語教育の歴史を取り上げるにあたって、どのような点に注意する必要があるだろうか。単に過去の出来事を羅列するだけでは十分とは言えない。

社会、文化、教育、経済などの要素がからみあい社会構成的に作り出されたアイヌをはじめとするマイノリティーの現状を知り、その現状を招いたことに言語教育も少なからず関与した反省から、新たな悲劇が他のマイノリティーの上に降りかからないようにする、という視点が必要だと考える。そのため、例えば、北海道のアイヌの現状に関わる部分として、以下の5点を押さえておくべきだろう。

1. 教師は、地域と個人差はあるものの、アイヌ民族等の言語や文化を抹殺することに加担してしまった。
2. 言語学者やアイヌ文化研究者や教師等が「滅びる民族」という誤った言説を広める役割を果たした。
3. 2の影響や、明治以来の国の同化政策にもかかわらず、アイヌ文化と言語は様々な人の努力によって守られ、現在に継承されている。
4. 1997年成立のアイヌ文化振興法は、先住性は認めるが先住権を認め権利を保障する法律ではない。そして、この法律は、アイヌを文化のみに閉じ込めるものであるという批判がある。
5. 現在も差別や不利益な構造はのこっており、その構造の打破と復権のための闘いが現在も続けられている。一般に広がる無知と誤解と軽視はそれを困難にしている。

従来の日本語教育史研究には、その性質上、過去の歴史的事実の検証と反省が主で、単なる過去に行った強圧的教育への反省に終始する結果、現

在に低通する部分を見逃してしまう傾向がある。つまり、その根底に隠された言語を教えることの暴力性や、政治体制が変わっても、なお存在する言語教育の持つ抑圧性や社会の同化圧力や不公正さを、見逃してしまう傾向を持つ。さらに、現在の教育実践にむすびつける部分のナラティブが欠落しているため、歴史の経験を現在の教育実践に直接反映出来にくくなっているということが言える。

1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改訂以降、地域において、定住外国人の数が増加している。また、人口の減少と高齢化にともない、看護や介護の分野での外国人労働者の受け入れがはじまっている。将来の日本社会は、多様な民族によって構成される道筋を歩んでいくだろう。

教育現場にも、その足音はすでに聞こえており、平成16年度の文科省統計（文部科学省、2005）においても、日本語指導が必要な外国人児童生徒は19,678人在籍しているとされ、さらに、その統計には表れず、教育の権利を享受できていない就学年齢の子供の数は数万ともいわれている。制度的にも政策的にも、現場のレベルの受け入れ態勢や対応の仕方において、解決を要する課題が山積みとなっている。

定住外国人の増加傾向に伴う教育の問題として、定住外国人子弟の将来を支える認知学習言語能力の基礎の形成に負の影響がおよぶ可能性があることが懸念されていることはもちろん、さらなる社会的不利益を長い年月に亘って再生産し、次世代へ、そして更に次の世代へとその影響が及ぶという、過去にアイヌ民族等の上に行った同様の問題が懸念されているのだ。

以上のような認識を、日本語教師、日本語教師養成講座の受講者が持てるようになるためには、上述のアイヌ民族をはじめとする北方先住民への教育の歴史とその後の状況を知ることが一つの近道となるだろう。

北方先住民に対する日本語教育の歴史は、依然として、現代社会が抱えるもっとも熱い問題と低通するものだといえる。

とくに日本語教師養成課程の受講者や日本語教師が、言語教育の中立性や透明性の幻想から自由になり、言語教育を、〈暴力〉のメタファーで捉えられるようになるためにも、また、日本語教育史での記述や、日本語教育の歴史を取り上げる科

目中で再生産されつつある日本語教育史の本質主義的枠組みを克服するためにも、過去の北方先住民への教育を日本語教育史の中にしっかりと位置付けることの意味は大きいだろう。

5. おわりに

国外はもとより、国内においても人権をないがしろにし、多民族の言語や文化を抑圧し、抹殺しようとした歴史を繰り返さないようにすることは当然である。それと同時に、覇権主義に走った時代と政治体制を異にし、民主的で平等が保障されていると思われている現代社会が、多民族、多文化国家の道を進む中で顕在化させる同化圧力や排他性を見逃すわけにはいかない。

そして、たとえ他の民族の理解者で熱心な教育者や研究者であっても、それが結果的には異文化や異言語の破壊者となっていた過去を振り返り、権力を担うところの言語を教育することに内在する暴力性を検証し、その結果をいかに将来の教育実践に反映させるかを模索することは今後の重要な課題となるだろう。

文献

- 富田哲 (2000). 日本語教育史研究の「死角」『日本語教育学会春季大会予稿集』178-183.
- 文部科学省 (2005). 『日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査 (平成 16 年度)』. http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/04/05042001.htm
- さとうきょうこ (1972). 維新ごろのアイヌ教育『赤れんが』17, 21-23.